

# 序章 はじめに

## 序-1 背景と目的

国や地方を取り巻く環境は、人口の減少や少子・高齢化の急速な進展、産業構造の変化、環境問題の顕在化など大きく変化しており、このような時代の潮流を踏まえた新しいまちづくりが求められています。

本市は、平成17(2005)年に三原市、本郷町、久井町、大和町の1市3町が合併し、新しい三原市としてスタートしました。このため、長期的な視点からまちづくりの理念と将来ビジョンを明らかにし、総合的・体系的なまちづくりを推進する基本的な方針を策定する必要があります。

以上のことから、合併後の市域の一体的まちづくりを推進するための基本的な方針を定めることを目的として、都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)を策定します。

## 序-2 役割と位置づけ

### (1) 本計画の役割

都市計画は、その目的の実現に時間を要し、本来長期的な見通しが求められることから、本計画には、つぎのような役割が期待されます。

#### 都市の将来像の明示

都市全体・地域別の将来像を示し、行政、住民等の多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。

#### 三原市が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段のひとつとして市が決定する都市計画について、その決定及び変更の方針を示します。

#### 都市計画の整合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるための指標となります。

#### 市民の理解による都市計画実現の円滑化

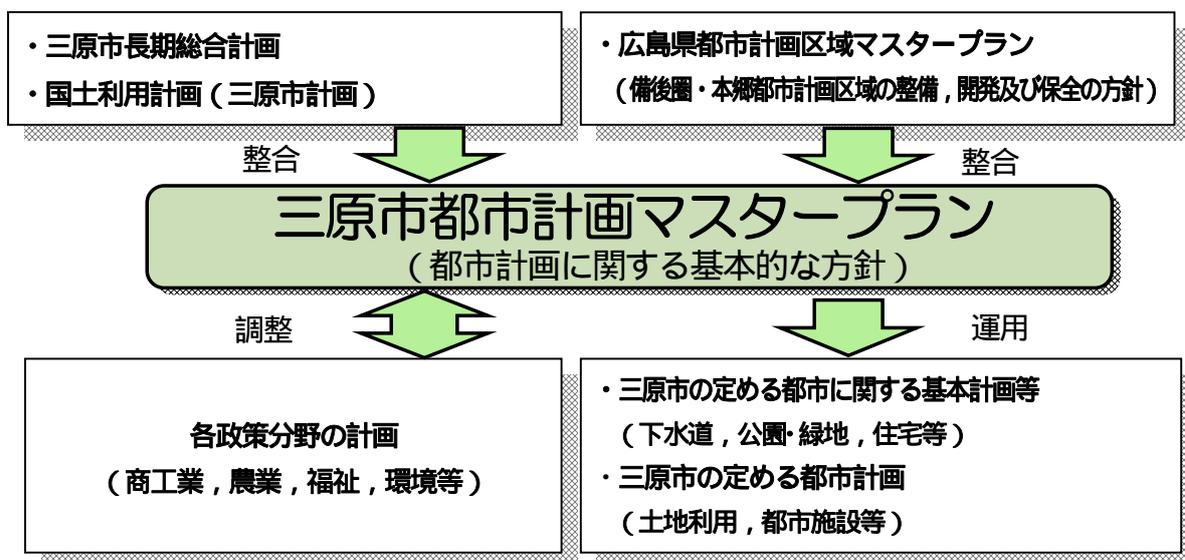
都市の課題や方向性について、市民(個人、市民活動団体、住民自治組織、企業など)の理解を促すことにより、具体の都市計画の決定・実現の円滑化が期待されます。

### (2) 本計画の位置付け

本計画は、三原市長期総合計画、国土利用計画(三原市計画)、広島県都市計画区域マスタープラン<sup>1</sup>との整合を図りながら定めなければなりません。(都市計画法(以下「法」という。)第18条の2第1項)その他にも商工業、農業、福祉、環境など、各政策分野の計画との調整を図ります。

また、都市計画に関連する下水道、公園・緑地、住宅など、個別分野の基本計画を策定する際は本計画との整合を図り、土地利用や都市施設、市街地開発事業等に関する個々の都市計画を定める場合は、本計画に即したものでなければなりません。(法第18条の2第4項)

1: 都市計画区域マスタープランとは、都道府県が都市計画法に基づき指定した都市計画区域について、整備、開発、及び保全の方針を定めたものです。



図序-1 都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係

### 序-3 対象区域等

#### (1) 対象区域

都市計画区域<sup>1</sup>の指定を受けている約 14,473ha を基本としますが、三原市として一体的なまちづくりを推進するには、交通網や自然環境など全市的な検討が必要になるとともに、都市は農村等も含めて全体的にとらえる方が自然であることから、対象区域は三原市全域とします。

#### (2) 目標年次

最新の国勢調査が行われた平成17(2005)年を基準年次とし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年以内に取り組む都市計画の目標を定めます。

なお、社会・経済環境の変化や「三原市長期総合計画」「広島県都市計画区域マスタープラン」等の改定・見直しに対応して、本計画も適時、適切に見直すこととします。

表序-1 目標年次

| 基準年次         | 目標年次         | 将来展望         |
|--------------|--------------|--------------|
| 平成 17(2005)年 | 平成 27(2015)年 | 平成 37(2025)年 |

1：都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発、保全をする必要のある区域です。

(3) 構成

本計画は、三原市の現況と課題を踏まえ、まちづくりの方向性や土地利用、都市施設等のあり方を示す「全体構想」と、地域ごとのまちづくりの目標・方針を示す「地域別構想」の2段階で構成します。

|   |  |  |
|---|--|--|
| 序章 はじめに<br>序-1 背景と目的<br>序-2 役割と位置づけ<br>(1)本計画の役割<br>(2)本計画の位置づけ   |  | 序-3 対象区域等<br>(1)対象区域<br>(2)目標年次<br>(3)構成 |
| 第1章 三原市の現況と課題<br>1-1 三原市の現状<br>1-2 上位計画の整理<br>1-3 現状分析と課題の抽出  |  |  |
| 第2章 全体構想<br>2-1 まちづくりの方向性<br>2-2 計画内容<br>(1)一人ひとりが輝くまち<br>(2)幸せを実感できるまち<br>(3)活力を生み出すまち<br>2-3 推計人口<br>2-4 将来都市構造<br>(1)都市構造の基本的な考え方<br>(2)ゾーンの設定<br>(3)拠点の形成<br>(4)都市軸の形成<br>(5)都市生活拠点と産業発展軸<br>2-5 分野別方針<br>(1)土地利用の方針<br>(2)交通施設の整備方針<br>(3)公園・緑地の整備方針<br>(4)その他の施設の整備方針<br>(5)市街地の整備方針<br>(6)福祉・健康のまちづくりの方針<br>(7)都市環境の形成方針<br>(8)景観の保全・形成方針<br>(9)安全・安心なまちづくりの方針 | 第3章 地域別構想<br>3-1 地域区分の設定<br>(1)地域別構想の目的<br>(2)地域区分の考え方<br>(3)アンケート調査概要<br>(4)地域別構想の構成<br>3-2 地域別構想<br>(1)三原中央地域<br>(2)三原中央南地域<br>(3)三原東部地域<br>(4)三原北東部地域<br>(5)三原北西部地域<br>(6)三原西部地域<br>(7)三原南部地域<br>(8)本郷地域<br>(9)久井地域<br>(10)大和地域 |  |
| 第4章 計画の実現に向けて<br>4-1 市民協働によるまちづくりの推進<br>4-2 各種制度の活用   |  |  |

図序-2 都市計画マスタープランの構成